

○主な観光振興に関する条例の特徴的な規定

都道府県名	条例の名称	目的または基本理念	基本方針等
和歌山県	和歌山県観光立県推進条例	(第3条) ・観光が本県経済に重要な役割を担うことを認識する ・観光振興が魅力ある活力に満ちた地域社会の実現に寄与 ・地域の魅力を再発見し、その情報を共有する ・観光客一人一人の視点に立った魅力ある観光を提供する ・自信と誇りを持って郷土の魅力を国内外に発信する ・観光客一人一人が楽しめるようおもてなしをする ・地域の生活環境、自然環境との調和	(第10条) ・観光に関する学習及び体験の機会の提供を促進 ・観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実 ・自然、歴史等観光資源の保全及び活用を促進 ・多様な形態の観光旅行の創出及び普及を促進 ・観光地の認知度の向上を図るため、戦略的な情報発信を促進 ・海外からの観光客の誘致を促進 ・人材の育成に関する取組を促進 ・安全に、安心して、快適に観光ができる環境の整備を促進
新潟県	新潟県観光立県推進条例	(第2条) ・地域における自主的かつ主体的な取組を尊重する ・観光立県の実現は活力に満ちた地域社会の実現に重要 ・観光産業が本県経済を牽引する産業となることが重要 ・地域の有する資源を再認識し、それらを生かす ・観光旅行者が満足できるおもてなしをする	(第8条) ・観光旅行者の満足度向上のための取組を促進し、再訪を促進
福岡県	観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例	(第1条) ・世界に誇れる魅力ある「観光王国九州」とその中で光り輝く福岡県の地域ブランドを確立し、もって九州各県と一体となった福岡県の成長発展を図る	(第4条) ・旅行者の増加等に伴い犯罪、感染症等に関する課題や生活環境への影響が発生し、観光振興の妨げにもなることを防止
高知県	あつたか高知観光条例	(第2条) ・自信と誇りの持てる個性豊かな観光地づくりに取り組む ・快適なサービスを提供できる環境を整備する ・観光の振興の担い手となる人を育成する ・おもてなしの心を醸成する ・観光の振興に向けた組織づくりを行う ・緊密な連携が保たれた態勢を整備する	(第8条) ・四国4県の連携による取組を促進する (第9条) ・観光ビジョンの策定
大分県	おんせん県おおいた観光振興条例	(第3条) ・県、市町村及び県民等が一体的に取り組む ・観光産業は地域経済の活性化等に寄与する ・県民一人一人が地域資源に対する理解と関心を深める ・地域資源を観光資源に磨き上げ、活用し、及び保護する ・多様化する観光需要に積極的に対応する ・県民の観光旅行の促進を図る	(第13条) ・地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成 (第15条) ・県民への情報及び学習機会の提供